

奈良県告示第三百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年一月九日

奈良県知事 山 下 真

区 域 の 名 称	区 域	縦 覧 場 所
五條市大塔町宇井（〇〇六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所及び五條市役所危機管理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。